を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{29} ＝ 0.0128

AO_{30} ＝ 0.00063

$AO_{令元}$＝ 0.00038

$AO_{令2}$ ＝ 0.00064

AP_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.00063

$AQ_{令元}$＝ 0.00038

$AQ_{令2}$ ＝ 0.00064

AR_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AS_{30} ＝ 0.00063

$AS_{令元}$＝ 0.00038

$AS_{令2}$ ＝ 0.00064

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令2}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令2}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{令2}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + \sum_{n=27}^{令2}(M_n \times N_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発

を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{29} ＝ 0.0007

AO_{30} ＝ 0.00063

$AO_{元}$＝ 0.00038

AP_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.00063

$AQ_{元}$＝ 0.00038

AR_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AS_{30} ＝ 0.00063

$AS_{元}$＝ 0.00038

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{元}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{元}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{元}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + \sum_{n=27}^{元}(M_n \times N_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発